

財務省告示第百三十一号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成二十年三月十七日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成二十年四月三日

財務大臣 額賀 福志郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二												
名称及び記	発行の根拠	法律及びそ	の条項及びそ	振替法の適	用等	発行方法	発行金額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格	利率	経過利子	の払込み								
利付国庫債券（二年）（第二百六	十六回）	特別会計に関する法律（平成十	九年法律第二十三号）附則第七	十	社債等の振替に関する法律（平	成十三年法律第七十五号。以下	「振替法」という。）の規定の適	用を受けるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。	株式会社ゆうちょ銀行による引	受け	額面金額で六百五十億円	六百五十億三百六十三万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金	の整数倍の金額によるものと	する。	平成二十年三月十七日	額面金額百円につき百円六厘	年〇・六パーセント	株式会社ゆうちょ銀行代表執行	役会長は、払込金額に加え、次

の算式により算出した金額を第
十八号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.6}{100} \times \frac{2}{365}$$

平成二十年九月十五日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四	第二期 の利息 以後	平成二十年三月十五日及び九月十五日
十五	償還 金額 の限	平成二十年三月十五日
十六	償還 金額	額面金額百円につき百円
十七	元利 支所	日本銀行
十八	払込 期日	平成二十年三月十七日